

国外関連者に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------------	-----	-----

別表十七(四) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国外 関 連 者 の 名 称 等	名 称					
	本店又は主たる 事務所の所在地					
	主たる事業					
	従業員の数					
	資本金の額又は出資金の額					
	特殊の関係の区分		第 該当	第 該当	第 該当	
	株式等の保有割合	保有	(内 %) %	(内 %) %	(内 %) %	
		被保有	(内 %) %	(内 %) %	(内 %) %	
		同一の者による 国外関連者の 株式等の保有	(内 %) %	(内 %) %	(内 %) %	
	直近事業 年度の 営業 収益等	事業年度		平・平 ・	平・平 ・	平・平 ・
		営業収益又は売上高		(百万円)	(百万円)	(百万円)
		営業費用	原価	(百万円)	(百万円)	(百万円)
			販売費及び 一般管理費	(百万円)	(百万円)	(百万円)
		営業利益		(百万円)	(百万円)	(百万円)
		税引前当期利益		(百万円)	(百万円)	(百万円)
		利益剰余金		(百万円)	(百万円)	(百万円)
国外 関 連 者 と の 取 引 状 況 等	棚卸資産の売買の対価	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	役務提供の対価	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	有形固定資産の使用料	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	無形固定資産の使用料	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	貸付金の利息 又は借入金の利息	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	受取	百万円	百万円	百万円		
	支払					
	算定方法					
	受取	百万円	百万円	百万円		
	支払					
	算定方法					
事前確認の有無			有・無	有・無	有・無	

別表十七（四）の記載の仕方

1 この明細書は、法人又は連結法人が国外関連者（措置法第66条の4第5項又は第68条の88第5項《国外関連取引とみなされる取引》の規定の適用がある場合におけるこれらの規定に規定する非関連者を含みます。以下同じ。）との間で取引を行った場合において、法人が同法第66条の4第15項《国外関連者に関する明細書の添付》の規定の適用を受けるとき又は連結法人が同法第68条の88第15項若しくは第16項《連結法人に係る国外関連者に関する明細書の添付》の規定の適用を受けるときに記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「従業員の数」には、国外関連者における従業員の数を記載します。

3 「資本金の額又は出資金の額」は、国外関連者の所在地国の通貨により記載することとし、円換算する必要はありません。

4 「特殊の関係の区分」には、法人と国外関連者との関係が措置法令第39条の12第1項各号又は第39条の112第1項各号《特殊の関係の意義》のいずれに該当するかを記載します。

また、措置法第66条の4第5項又は第68条の88第5項の規定の適用がある場合には、これらの規定を記載します。

5 「株式等の保有割合」の「保有」には、法人が直接又は間接に保有する国外関連者の株式等の保有割合（措置法令第39条の12第2項又は第39条の112第2項《直接又は間接保有の株式等の保有割合の計算》に規定する合計した割合をいいます。以下同じ。）を記載し、「被保有」には、国外関連者により直接若しくは間接に保有されている株式等の保有割合又は同一の者（その法人及び国外関連者が同一の者によってそれぞれ発行済株式等を直接若しくは間接に保有されている場合におけるその同一の者をいいます。以下同じ。）により直接若しくは間接に保有されているその法人の株式等の保有割合を記載し、「同一の者による国外関連者の株式等の保有」には、同一の者により直接若しくは間接に保有されているその国外関連者の株式等の保有割合を記載します。

なお、「保有」の内書には法人が直接に保有する国外関連者の株式等の保有割合を、「被保有」の内書には国外関連者等が直接に保有する当該法人の株式等の保有割合をそれぞれ記載し、「同一の者による国外関

連者の株式等の保有」の内書には同一の者が直接に保有する国外関連者の株式等の保有割合を記載します。

6 「直近事業年度の営業収益等」の各欄には、当期の終了の日以前の同日に最も近い日に終了する国外関連者の事業年度の営業収益、営業費用、営業利益、税引前当期利益及び利益剰余金の額を国外関連者がその会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨によりそれぞれ記載するとともに、円換算した金額を括弧内に記載します。

なお、円換算により記載すべき金額の単位は百万円とし、百万円未満の端数は四捨五入します。

7 「国外関連者との取引状況等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「受取」又は「支払」の各欄には、当期において、国外関連者から支払を受ける対価の額の取引の種類別の総額又は国外関連者に支払う対価の額の取引の種類別の総額をそれぞれ記載します。この場合、当期の確定申告書の提出の時までに取引金額の実額を計算することが困難な事情にあるときは、合理的な方法により算定した推計値を記載することとして差し支えありません。

なお、記載すべき金額の単位は百万円とし、百万円未満の端数は四捨五入します。

(2) 「算定方法」の各欄には、措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項《独立企業間価格の算定》に規定する算定の方法のうち、国外関連者から支払を受ける対価の額又は国外関連者へ支払う対価の額に係る同法第66条の4第1項又は第68条の88第1項《国外関連者との取引に係る課税の特例》に規定する独立企業間価格につき法人が選定した算定の方法（一の取引の種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法）をそれぞれ記載します。

なお、生産拠点の海外移転、取引形態・流通形態の変更、買収・合併等による事業再編など、独立企業間価格の算定に影響を与える特別な事情が生じた場合には、その具体的な内容を別紙に記載して添付してください。

8 「事前確認の有無」には、「国外関連者との取引状況等」に記載した取引に係る独立企業間価格の算定の方法についての法人の納税地を所轄する国税局長若しくは税務署長又は当該法人に係る国外関連者の本店若しくは主たる事務所の所在する国の権限ある当局による確認の有無を記載します。